



潟 上 市



**第6期** 障害福祉計画

**第2期** 障害児福祉計画

令和3年3月

秋田県潟上市

本計画では、「障がい」と「障害」の表記について、下記のとおりとします。

- 「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」をひらがな表記します。
- 「法律や条例等に基づく制度および施設等の名称」、「組織名」、「事業所等の固有名称」に「障害」が使われている場合はそのまま表記します。

## 第1章 計画策定の基本的な考え方（計画の概要）

1. 計画策定の趣旨	1
2. 基本理念と基本目標	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間	3
5. 他計画との関連	4

## 第2章 潟上市の障がい者及び障がい児の状況

1. 人口の推移	5
2. 障がい者及び障がい児の推移	5
3. 身体障がい者及び障がい児の状況	6
4. 知的障がい者及び障がい児の状況	8
5. 精神障がい者及び障がい児の状況	9

## 第3章 令和5年度までの数値目標（成果目標）

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行	10
2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	10
3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	11
4. 福祉施設から一般就労への移行等	12
5. 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備	14
6. 相談支援体制の充実・強化に向けた実施体制の確保【新規】	16
7. 障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制の確保【新規】	16

## 第4章 障がい者を対象としたサービス

1. 全体像	17
2. 障害福祉サービスの内容	18

## 第5章 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）

1. 訪問系サービス	20
2. 日中活動系サービス	22
3. 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等	25
4. 相談支援サービス	27
5. 障害児通所支援、障害児相談支援等	28
6. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】	30
7. 相談支援体制の充実・強化のため取組【新規】	31
8. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組【新規】	32

## 第6章 地域生活支援事業の事業内容と見込量

1. 地域生活支援事業の施策体系	33
2. 必須事業	34
3. 任意事業	40

## 第7章 計画の推進にあたって

42



## 第1章

計画策定の基本的な考え方  
(計画の概要)

## 1 計画策定の趣旨

障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的として、平成28年5月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法」の一部が改正され、平成30年4月に施行されました。

さらに「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和二年厚生労働省告示第二百十三号）」（以下「国の基本指針」という）では、令和2年から市町村が計画を策定する際に則すべき事項を定めています。

これを踏まえ、本市においても3年ごとに見直しを行ってきた障害福祉計画（平成30年度～令和2年度）及び障害児福祉計画（平成30年度～令和2年度）を見直し、潟上市第6期障害福祉計画（以下「第6期障害福祉計画」という）及び潟上市第2期障害児福祉計画（以下「第2期障害児福祉計画」という）を策定するものです。

なお、「障害福祉計画」では、障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標、各年度における障害福祉サービス、地域相談支援や計画相談の種類ごとに必要な見込み量、地域生活支援事業の種類ごとの方策を定めています。

「障害児福祉計画」では、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標、各年度における障害児通所支援、または障害児相談支援の種類ごとに必要な見込量を設定しています。

本計画は、障がいのある人もない人も住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていくことができるよう、国の基本指針を踏まえ、第2次潟上市総合計画及び潟上市第3期障害者計画等に沿って、次のとおり基本理念と基本目標を定めます。

### ○基本理念

## 健やかに暮らす健康福祉都市

### ○基本目標

- I 地域における生活支援体制の充実
- II 障がいのある人一人ひとりの自立と社会参加の促進
- III バリアフリーの推進

なお、国の指針は以下のとおりです。

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービス実施
- (3) 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組

### 3 計画の位置づけ

本市が策定する障がい者施策についての計画は、①障害者計画、②障害福祉計画、③障害児福祉計画です。それぞれの計画の根拠法令、内容は以下のとおりです。

●障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の根拠法令と内容

	①障害者計画	②障害福祉計画	③障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条第3項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第6項及び児童福祉法第33条の20第1項
計画期間	概ね5～10年を1期とする中長期計画	3年を1期とする計画	3年を1期とする計画
計画の内容	保健・医療・福祉・雇用・教育・就労・広報・啓発など多岐分野に渡る障がい者施策全般の基本的指針を定める計画	障害福祉サービスや地域生活支援事業の種類ごとの必要量や見込み量の確保について方策を定める計画	障害児通所支援および障害児相談支援体制の提供体制の確保について定めた計画

### 4 計画の期間

第3期障害者計画の期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間、第6期障害福祉計画と障害児福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

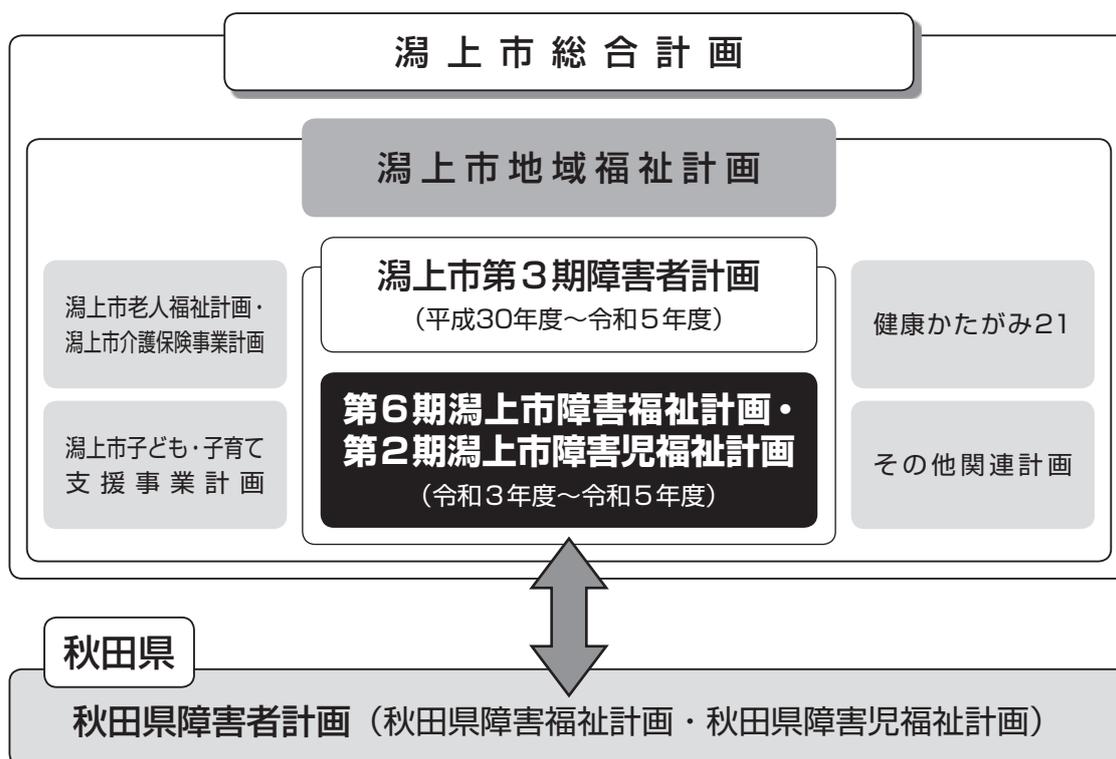
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
渦上市第3期障害者計画					
渦上市第5期障害福祉計画			渦上市第6期障害福祉計画		
渦上市障害児福祉計画			渦上市第2期障害児福祉計画		

## 5

## 他計画との関連

本計画は、国の障害福祉に係る法律や指針を踏まえて策定するとともに、「秋田県障害者計画」との整合性を図ります。また、本市の最上位計画である「潟上市総合計画」や「潟上市地域福祉計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図るとともに、障害福祉施策に関する基本的な計画である「潟上市第3期障害者計画」と一体的に策定します。

さらに、「障害児福祉計画」は、本市の子ども子育てに関する施策の「第二期子ども・子育て支援事業計画」を含めた関連計画と整合性を図っていきます。



# 第2章 潟上市の障がい者及び障がい児の状況

## 1 人口の推移

潟上市の人口は減少傾向で推移しており、人口構成をみると、年少人口及び生産年齢人口が年々減少している一方で、高齢者人口は増加しています。全体的には高齢化の進行がうかがえます。



資料 各年3月31日現在、住民基本台帳より（単位：人）

## 2 障がい者及び障がい児の推移

障がい者及び障がい児の総数は、令和2年3月31日現在2,062人です。このうち身体障がい者及び障がい児が1,574人、知的障がい者及び障がい児が262人、精神障がい者及び障がい児が226人となっています。

障がい者及び障がい児の推移 各年3月31日現在（単位：人）

	平成30年	平成31年	令和2年
身体障がい者・障がい児	1,616	1,592	1,574
知的障がい者・障がい児	253	252	262
精神障がい者・障がい児	210	209	226
計	2,079	2,053	2,062

## 3

## 身体障がい者及び障がい児の状況

身体障がい者及び障がい児は、令和2年3月31日現在1,574人で、60歳以上が1,345人で全体の85.5%を占めています。1級と2級の重度障がい者の合計は736人で全体の46.8%となっています。

## 身体障害者手帳所持者数の推移

各年3月31日現在（単位：人）

	平成30年	令和元年	令和2年	年代内訳（令和2年）		
				0～17歳	18～59歳	60歳以上
1級	516	503	493	8	68	417
2級	264	254	243	5	40	198
3級	326	326	322	4	32	286
4級	326	326	327	3	38	286
5級	88	89	85	0	20	65
6級	96	94	104	1	10	93
計	1,616	1,592	1,574	21	208	1,345

障がいの種類別では、肢体不自由者が879人で全体の半数以上を占め、次いで内部障がい者が457人で3割となっています。内部障がいの内訳では、心臓機能障がい者が274人と多く、次いでじん臓機能障がい者が76人です。

障がい等級別身体障害者手帳所持者

令和2年3月31日現在（単位：人）

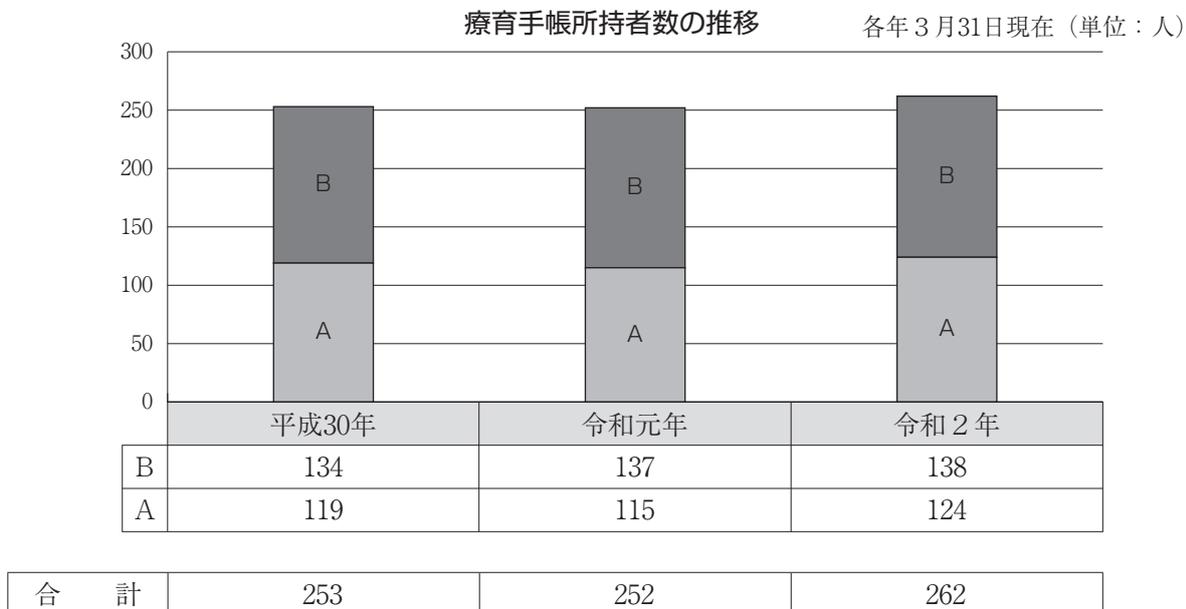
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	割合
肢体不自由	182	185	191	212	75	34	879	55.9%
視覚障がい	24	28	7	13	9	6	87	5.5%
聴覚障がい	8	27	19	20	1	64	139	8.8%
平衡機能障がい	0	0	0	0	0		0	0%
音声・言語等障がい	0	0	10	2			12	0.8%
そしゃく機能	0	0	0	0			0	0%
内部障がい	279	3	95	80			457	29.0%
心臓機能障がい	205	3	49	17			274	
じん臓機能障がい	65	0	9	2			76	
呼吸器機能障がい	5	0	30	6			41	
膀胱直腸等障がい	1	0	7	54			62	
小腸機能障がい	1	0	0	1			2	
肝臓機能障がい	2	0	0	0			2	
HIVによる免疫不全	0	0	0	0			0	
計	493	243	322	327	85	104	1,574	

## 4

## 知的障がい者及び障がい児の状況

知的障がい者及び障がい児へ交付される療育手帳の所持者は令和2年3月31日現在262人で、療育手帳A（最重度・重度）は124人、療育手帳B（中度・軽度）は138人です。

また、年代別では18歳未満が51人、18歳以上が211人となっています。



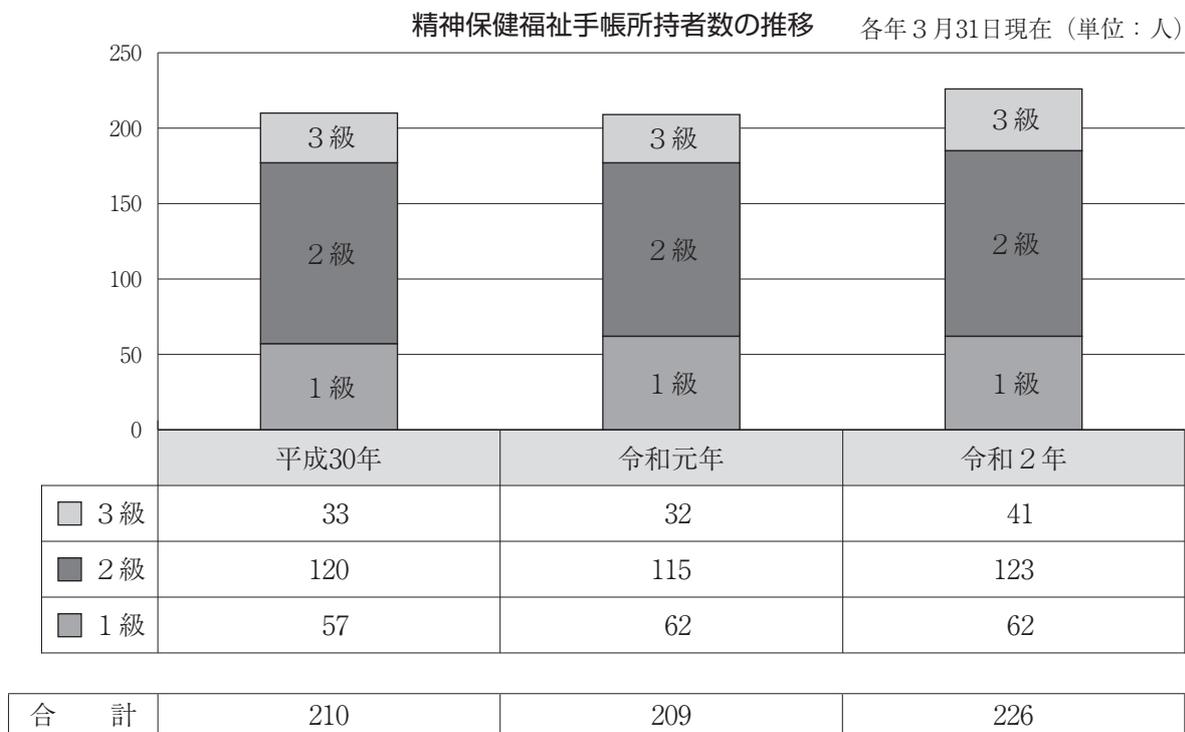
**年齢別療育手帳所持者** 令和2年3月31日現在（単位：人）

	療育手帳A	療育手帳B	合計
0～6歳	0	2	2
7～12歳	5	9	14
13～17歳	10	25	35
18～19歳	5	11	16
20～29歳	19	31	50
30～39歳	15	18	33
40～49歳	16	18	34
50～59歳	16	12	28
60～64歳	5	6	11
65～69歳	12	2	14
70歳以上	21	4	25
計	124	138	262

## 5 精神障がい者及び障がい児の状況

精神保健福祉手帳所持者は微増傾向にあり、令和2年3月31日現在226人で、障がい等級別では、1級62人、2級123人、3級が41人となっています。

また、年代別では50歳未満が120人、50歳以上が106人となっています。



### 精神保健福祉手帳所持者の年代別内訳

令和2年3月31日現在（単位：人）

	19歳以下	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上
男性	3	17	20	25	24	17	9	0
女性	4	12	16	23	27	23	5	1

# 第3章

## 令和5年度までの数値目標 (成果目標)

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本ととしています。

これに基づき本市では、数値目標を次のとおり設定します。

項目	数値	国の指標
令和元年度末の施設入所者数(A)	67人	令和元年度末の数値
【本市の目標値】 地域生活への移行者数	4人	施設入所からグループホーム等への 移行者数(目標6%) $67人(A) \times 6\% \div 4人$
【本市の目標値】 施設入所者数の削減見込(B)	1人	施設入所者数の削減見込数(目標1.6%) $67人(A) \times 1.6\% \div 1人(B)$
【本市の目標値】 令和5年度末の施設入所者数	66人	令和5年度末の施設入所見込数 $67人(A) - 1人(B) = 66人$

### 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育等が包括的に確保された精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めることとされています。

精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上の長期入院患者数、早期退院率に関する目標を設定することになっておりますが、これらは秋田県において設定することとしています。

本市では、目標設定を行いませんが、精神障がい者が地域で安心して暮らすことができるようシステムの構築にむけて協議の場の設置をめざします。

### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに、各市町村または各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とするとしています。

地域生活支援拠点とは、障がい者の重度化、高齢化や親亡き後を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能には、①相談、②緊急時の受入れや対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりがあり、これら5つの機能の整備状況により、多くの機能を合わせ持つ「多機能拠点整備型」、機能を分担して受け持つ「面的整備型」、両方を組み合わせた「複合型」に分かれます。

本市では、地域の福祉施設の設置状況等を勘案し、複数の機関が機能を分担して担う「面的整備型」で体制を整備していきます。

また、地域生活支援拠点の運営状況については、潟上市障害者地域自立支援協議会で検証及び検討を行っていきます。

※多機能拠点整備型…地域内で居住支援のための機能を集約し、グループホームや障害者支援施設に付加した拠点

※面的整備型…地域における複数の機関が相談支援事業や緊急時の受け入れ態勢など持てる機能を分担して担う体制

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とし、このうち就労移行支援事業については1.30倍以上、就労継続支援A型事業については1.26倍以上、就労継続支援B型事業については1.23倍以上を目指すとし、また目標値の設定にあたり、令和2年度末において、障害福祉計画で定めた令和2年度までの数値目標が達成できないと見込まれる場合は、未達成割合を令和5年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とするとしています。

これに基づき本市では、数値目標を次のとおり設定します。

### (1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者

#### (ア) 就労移行支援事業所等から一般就労する障がい者数

項 目	数 値	国 の 指 標
令和元年度に就労移行支援事業を通じて、一般就労した者の数	3人	令和元年度に就労移行支援事業を通じ一般就労した者の数
【本市の目標値】 一般就労へ移行する者の数	5人	令和元年度中に就労移行支援事業を通じ一般就労する者の数（目標1.27倍以上） $3人 \times 1.27 \div 5人$

#### (イ) 就労継続支援事業から一般就労に移行する障がい者数

項 目	数 値	国 の 指 標
令和元年度の就労移行支援事業	0人	令和元年度に就労移行支援事業を通じ一般就労した者の数
実 績		
【本市の目標値】 一般就労へ移行する者の数	1人	令和元年度中に就労移行支援事業を通じ一般就労する者の数（目標1.30倍以上） 1人

#### (ウ) 就労継続支援A型事業から一般就労に移行する障がい者数

項 目	数 値	国 の 指 標
令和元年度の就労継続支援A型事業	1人	令和元年度に就労継続支援A型事業を通じ一般就労した者の数
実 績		
【本市の目標値】 一般就労へ移行する者の数	1人	令和元年度中に就労継続支援A型事業を通じ一般就労する者の数（目標1.26倍以上） $1人 \times 1.26 \div 1人$

(工) 就労継続支援B型事業から一般就労に移行する障がい者数

項目	数値	国の指標
令和元年度の就労継続支援B型事業 ----- 実績	2人	令和元年度に就労継続支援B型事業を通じ 一般就労した者の数
【本市の目標値】 一般就労へ移行する者の数	3人	令和元年度中に就労継続支援B型事業を通 じ一般就労する者の数（目標1.23倍以上） $2人 \times 1.23 \div 3人$

(2) 職場定着率

国の基本指針では、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とし、また、就労定着支援事業のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上にすることを基本とするとしています。

本市には、就労定着支援事業を行う事業所が（令和3年1月現在）整備されておらず、また近隣市町村においても事業所の設置状況が十分ではないことなどから、本事業については、今後の事業所等の整備状況を見極めながら取り組んでいくこととします。

## 5

# 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

障がい児およびその家族に対しては、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障がい児通所支援等の専門的な支援の確保および共生社会の形成促進の観点から、保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携し、乳幼児期から学校卒業まで一貫して効果的な支援が身近な場所で提供できるよう体制を構築していくことが重要です。

障がい児支援の提供体制の整備等について、令和5年度末までの目標を次のように設定します。

### (1) 児童発達支援センターの設置

**【国の指針】** 市町村又は圏域に1ヵ所以上設置することを基本とする。

#### ○本市の目標値

児童発達支援センターの設置	圏域に秋田県立医療センターがあることから、本市では、今後も秋田県医療療育センターと連携を図り必要とされるサービスの提供に努めていきます。
---------------	--

### (2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

**【国の指針】** 全ての市町村に保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

#### ○本市の目標値

保育所等訪問支援	本市では、圏域にサービス事業所があり保育所等訪問支援のサービスを提供し、保育園や小学校においてサービスを受け入れています。今後も継続に努めます。
----------	--

### (3) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保

**【国の指針】** 児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障がい）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。  
(実施主体は、都道府県)

#### （4）重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【国の指針】 市町村または圏域に1ヵ所以上確保することを基本とする。

##### ○本市の目標値

重症心身障がい児の児童発達支援事業所等	圏域に利用できる事業所があることから、本市では今後も事業所と連携し、必要とされるサービスの提供に努めていきます。
---------------------	--

#### （5）医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

【国の指針】 市町村または圏域に、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とするが、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上で、圏域での設置であっても差し支えない。

##### ○本市の目標値

医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の場の設置については、潟上市障害者地域自立支援協議会を活用し進めていきます。</li> <li>・コーディネーターの配置については、市単独では困難なため、県及び圏域の市町村との連携、調整を行いながら進めていきます。</li> </ul>
----------------------------------	---

## 6

# 相談支援体制の充実・強化に向けた実施体制の確保【新規】

障がい者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、身近な地域で相談できる体制を充実・強化することが求められています。

国の指針では、令和5年度末までに市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本ととしています。

市では、相談支援体制の充実・強化に向けて、引き続き地域の相談支援事業所への支援に努めます。

### ○本市の目標値

#### ① 総合的・専門的な相談支援

基幹相談支援センター	潟上市の実情を踏まえて、検討していきます。
------------	-----------------------

※基幹相談支援センター…地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業等を実施

#### ② 地域の相談支援体制の強化

相談支援事業所と連携を図り、市の実情に応じた相談支援体制の充実・強化を目指します。
---

## 7

# 障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制の確保【新規】

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要な障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。また、職員は、障害者総合支援法の内容を理解し、障害福祉サービス等の利用状況を把握したうえで、検証していくことが求められています。

国の基本指針では、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本ととしています。

市では、今後も障害福祉サービス等の質の向上のため、県が実施する研修等に参加し理解を深めるとともに、障害者自立支援支払等システムを活用し、請求の過誤を無くすための取組みや適正な運営を行っている事業所を確保しながら、質の高い障害福祉サービスの提供体制に努めていきます。

### ○本市の目標値

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の提供体制の検証や請求の過誤をなくすための取組など障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制づくりを目指していきます。
--

# 第4章

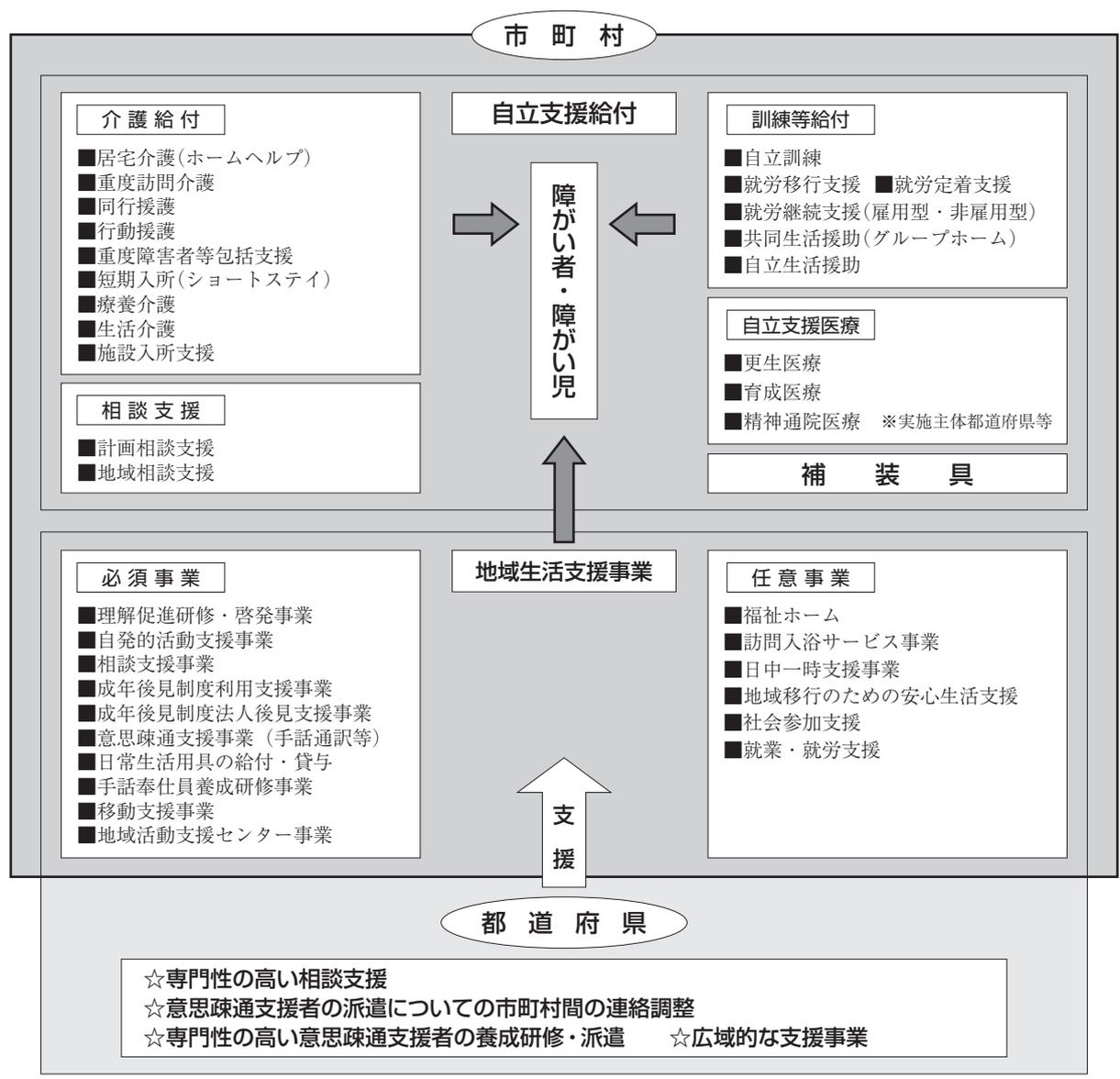
## 障がい者を対象としたサービス

### 1 全体像

サービスには、障がい者の障がいの程度や社会活動、介護者の状況等の勘案すべき事項を踏まえ、個別に支給決定される「障害福祉サービス」と市町村の創意工夫により、利用者の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」があります。

また「障害福祉サービス」には、介護の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。

\* 児童福祉法に基づく障がい児に関するサービスについては、19ページに掲載



## 2

## 障害福祉サービスの内容

## ■訪問系サービス

給付種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度知的障がい者もしくは精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする障がい者に対して、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動中の介護等を総合的に提供します。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に移動に必要な情報を提供（代筆・代読含）、外出に同行し、支援します。
	行動援護	自己判断能力が制限されている障がい者が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出を支援します。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

## ■日中活動系サービス

給付種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療養介護	医療と常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や日常生活の支援をします。
	生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設等で入浴、排せつ、食事等の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 （生活訓練・機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行います。
	就労継続支援 （A型－雇車型、B型－非雇車型）	一般企業等での就労が困難な方に、就労の機会等を提供するとともに、知識や能力向上に必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した方に訪問等を通して、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、本人と事業所の連絡調整等の支援を行います。

■施設系サービス

給付種類	サービスの名称	内 容
介 護 給 付	施設入所支援	施設に入所する方に夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

■居住支援系サービス

給付種類	サービスの名称	内 容
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介助、相談や日常生活上の援助を行います。
訓練等給付	自立生活援助	施設に入所していた方が地域での生活をはじめた際に日常生活上の問題がないか訪問して助言など必要な支援をします。

■障害児通所支援（児童福祉法）

障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	障がい児を児童発達支援センター等の施設に通わせて、日常生活での基本的な動作の指導、知識や技能の付与または集団生活に適應できるよう訓練等必要な支援を行います。療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児が対象です。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童を医療型児童発達支援センター等に通わせ、児童発達支援及び治療等を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練等を提供するとともに、社会との交流や放課後等の居場所づくりを推進します。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して訪問により、保育所等における集団生活の適應のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどにより外出が困難な障がい児に対して居宅を訪問して、発達支援を行います。

\*障がい児が対象の支援には、「障害児通所支援」と「障害児入所支援」があります。「障害児入所支援」は都道府県が実施主体のサービスです。

# 第5章

## 障害福祉サービス等の見込量 (活動指標)

### 1 訪問系サービス

#### ア. サービス内容と実績

##### ①居宅介護

居宅において、入浴・排せつ・食事等の介護・調理・洗濯・掃除等の家事を提供するサービスです。サービスの利用状況を見ると、年々利用する時間数が増えており、令和2年11月現在の利用者は30人で、月当たりの利用時間が357時間となっています。

##### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする方に対して、入浴・排せつ・食事の介護、外出時の移動中の介護等を総合的に提供するサービスです。

サービスの利用状況を見ると、令和2年は2人の見込みとなっています。

##### ③同行援護

視覚障がいや移動が困難な方の外出時に同行し、移動の支援を行います。視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に移動に必要な情報を提供（代筆・代読含）、外出に同行し、支援するサービスです。令和2年11月現在、利用者はいません。

##### ④行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出時の支援を行うサービスです。令和2年11月現在、利用者はいません。

##### ⑤重度障害者等包括支援

常に介護が必要な方の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。令和2年11月現在、利用者はいません。

## イ. 訪問系サービスの支給量と見込量

サービス名	項目	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①居宅介護	人数	19人	21人	30人	30人	31人	32人
	時間	207時間	237時間	357時間	360時間	365時間	370時間
②重度訪問 介護	人数	1人	2人	2人	2人	3人	3人
	時間	177時間	328時間	460時間	460時間	500時間	500時間
③同行援護	人数	1人	0人	0人	0人	0人	0人
	時間	2時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
④行動援護	人数	0人	0人	0人	0人	1人	1人
	時間	0時間	0時間	0時間	0時間	20時間	20時間
⑤重度障害者等 包括支援	人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

※人数は、1カ月あたりの平均利用人数

時間は、1カ月あたりの平均サービス時間

## ウ. サービス見込量の確保の方策

障がい者が住み慣れた地域で生活ができるように個々の生活や介護実態に合ったサービス提供ができるように、サービス提供事業者との調整に努めていきます。

## ア. サービス内容と実績

### ①生活介護

常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。

利用対象者は、常時介護が必要な方で、障害支援区分が3（施設入所は障害支援区分4）以上、または50歳以上の障がい者の場合、障害支援区分2（施設入所は障害支援区分3）以上の方となっています。

サービスの利用状況を見ると、令和2年11月では113人で、通所による生活介護が46人、入所による生活介護が67人です。

### ②自立訓練（機能訓練）

機能訓練は理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練等の身体機能の維持や回復などを行うものです。

サービスの利用状況を見ると、令和2年11月の利用者は0人です。

### ③自立訓練（生活訓練）

生活訓練は、食事や家事等の日常生活能力の維持・向上のための訓練や助言などの支援を行うものです。

サービスの利用状況を見ると、令和2年11月の利用者は3人で、見込量は下回っています。生活訓練施設土崎ハウス（秋田市）や紫陽花（秋田市）を利用しています。

### ④就労移行支援

一般就労を希望する障がい者や特別支援学校等を卒業する方で新規に就労継続支援事業B型の利用希望者に対して、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために生産活動等の必要な訓練を行うものです。

サービスの利用状況を見ると、令和2年11月の利用者は2人です。

### ⑤就労継続支援A型

一般企業等で就労が困難な方に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うものです。

サービスの利用状況を見ると、令和2年11月の利用者は9人です。

### ⑥就労継続支援B型

年齢や体力の面で一般企業への就労が困難な方に対して、就労や生産活動の場を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行うものです。サービスの利用状況を見ると、令和2年11月の利用者は82人です。

### ⑦就労定着支援

就労移行支援等を利用し、一般就労した方に対して、就労に伴う生活面の課題に対応できるように、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うものです。令和2年11月の利用者は1人です。

### ⑧療養介護

医療の必要な障がい者で、常に介護を必要とする方に医療機関で機能訓練や医療上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活上の世話等を提供するサービスです。

令和2年11月の利用者は4人で、国立病院機構あきた病院（由利本荘市）に入所しています。

### ⑨短期入所（ショートステイ）

居宅で介護する人が病気などの理由により、自宅での生活が困難な障がい者に施設等で一時的に、夜間も含め食事や入浴、排せつ等の介護を提供するサービスです。

サービスの利用状況を見ると、令和2年11月のサービス決定者は69人ですが、利用者は6人です。短期入所は、在宅で生活を維持するうえで、緊急時の利用として定着しています。

## イ. 日中活動系サービスの支給量と見込量

サービス名	項目	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①生活介護	人数	105人	105人	120人	123人	126人	130人
	人日	2141日	2141日	2400日	2450日	2500日	2650日
②自立訓練 (機能訓練)	人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	人日	0日	0日	0日	5日	5日	5日
③自立訓練 (生活訓練)	人数	3人	3人	3人	3人	3人	3人
	人日	75日	75日	76日	76日	76日	76日
④就労移行 支援	人数	2人	1人	2人	2人	2人	3人
	人日	8日	4日	8日	8日	8日	12日
⑤就労継続 支援(A型)	人数	10人	9人	9人	10人	11人	12人
	人日	176日	150日	178日	176日	180日	190日
⑥就労継続 支援(B型)	人数	96人	78人	82人	100人	105人	110人
	人日	1558日	1300日	1361日	1650日	1700日	1750日
⑦就労定着 支援	人数	1人	1人	2人	2人	3人	3人
⑧療養介護	人数	6人	5人	4人	5人	5人	5人
⑨短期入所 (福祉型)	人数	6人	9人	5人	12人	14人	14人
	人日	33日	45日	30日	60日	63日	63日
⑩短期入所 (医療型)	人数	1人	1人	1人	2人	2人	2人
	人日	1日	5日	5日	10日	10日	10日

※人数は、1カ月あたりの平均利用人数

人日は、「月の平均利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

## ウ. サービス見込量の確保の方策

福祉施設利用者が就労移行支援事業や就労継続支援事業を利用し、障がい者の一般就労への移行が進むように、関係機関等と連携し支援に努めます。

日中活動系サービス利用者のニーズを把握し、地域で生活する上でのサービスが利用できるよう事業者等の実施状況や提供体制など関係機関と連携し、情報提供に努めます。

**3****自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等****ア. サービス内容と実績****①自立生活援助**

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービスですが、現在利用者はいません。

**②共同生活援助（グループホーム）**

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を提供します。

利用対象者は、就労または就労継続支援等の日中活動を利用している身体・知的・精神障がい者等で、地域において日常生活上の援助を必要とする方です。令和2年11月の利用者は42人です。

**③施設入所支援**

施設に入所している障がい者に対して、夜間や休日に入浴・排せつ・食事等の介護等を提供するサービスです。

利用対象者は、生活介護利用者のうち、障害支援区分が4（50歳以上は障害支援区分3）以上の方となっています。令和2年11月の利用者は69人です。

**④地域生活支援拠点等**

障がい者の重度化や高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を持った障がい者の生活を地域全体で支える拠点です。また、地域生活支援拠点等の機能の充実を図るため、年1回以上運用状況を検証・検討します。

## イ. 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援、地域生活支援拠点等の支給量と見込量

サービス名	項目	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①自立生活援助	人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
②共同生活援助	人数	41人	38人	42人	48人	57人	62人
③施設入所支援	人数	67人	67人	69人	69人	67人	63人
④地域生活支援拠点等	人数	-	-	-	1人	1人	1人
	検証回数	-	-	-	1回	1回	2回

※人数は、1カ月あたりの平均利用人数

## ウ. サービス見込量の確保の方策

施設入所者等の地域生活への移行が進むように共同生活援助事業所（グループホーム）利用希望者の把握に努めます。また施設と連携し、利用希望者の調整を図ります。

## 4 相談支援サービス

### ア. サービス内容と実績

#### ①計画相談支援

障害福祉サービス利用者に対して、心身の状況等を総合的に勘案し、様々な種類のサービスを適切かつ計画的に利用するための計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行うものです。利用者は増加傾向にあります。

#### ②地域移行支援

入所施設の障がい者や精神病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保やその他、地域の生活に移行するための相談や障害福祉サービス等の利用に際し、関係する事業所等へ同行し、障がい者を支援するものです。1人の利用を見込んでいます。

#### ③地域定着支援

自宅において単身等で生活する障がい者で、地域生活を継続していくために、常時連絡体制を確保することが必要な障がい者に、常時の連絡体制を確保し、緊急時訪問や緊急時対応等の各種支援を行うものです。

### イ. 相談支援の支給量と見込量

サービス名	単位	第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①計画相談支援	実人数	271人	276人	289人	300人	310人	320人
②地域相談支援 (地域移行支援)	実人数	0人	1人	1人	1人	1人	1人
③地域相談支援 (地域定着支援)	実人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人

### ウ. サービス見込量の確保の方策

障害福祉サービス利用者のニーズにあった計画的な支援が受けられるように指定相談事業所と連携を図ります。障がい者が地域生活へ移行ができるように地域移行支援・地域定着支援を活用し、関係機関と連携のうえ取り組んでいきます。

## ア. サービス内容と実績

### ①児童発達支援

療育の観点から集団および個別療育を行う必要があると認められる未就学時の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援を行うものです。

本市利用者は、秋田県立医療療育センター（秋田市）、オリブ園（秋田市）、らーそ（秋田市）を利用しています。

### ②医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要である障がい児に対し、児童発達支援および治療等を行うものです。

サービスの利用状況を見ると、令和2年11月現在の利用者は0人です。

### ③放課後等デイサービス

就学している障がい児を対象に、授業の終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の必要な支援を行います。

サービスの利用状況を見ると、令和2年11月の利用者は52人で、まじっくハウス（潟上市）、ルピナス潟上（潟上市）、潟上ひまわりの里（潟上市）等を利用しており、市内にも事業所が増えていることから、利用者も増加傾向にあります。

### ④保育所等訪問支援

保育所などに通園している障がい児が、障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援などを行います。令和2年11月現在の利用者は2人です。

### ⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいなどにより外出が困難な障がい児について居宅を訪問して発達支援を提供します。令和2年度の利用者は0人です。

### ⑥障害児相談支援

サービスを利用するにあたり、障がい児の心身の状態や家庭環境や養育状況などを勘案し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。利用者は増加傾向にあります。

### ⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

国の指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるために保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関が連絡を図るための協議の場を設置し、医療的ケア児等に関する

るコーディネーターを配置するとなっています。

## イ. 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等の支給量と見込量

サービス名	項目	第1期障害児福祉計画実績			第2期障害児福祉計画見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①児童発達支援	人数	15人	21人	14人	15人	16人	17人
	人日	72日	147日	133日	75日	80日	85日
②医療型児童発達支援	人数	0人	0人	0人	0人	0人	1人
	人日	0日	0日	0日	0日	0日	5日
③放課後等デイサービス	人数	30人	43人	52人	53人	54人	55人
	人日	324日	426日	400日	424日	432日	450日
④保育所等訪問支援	人数	0人	0人	2人	2人	3人	3人
	人日	0日	0日	4日	4日	6日	6日
⑤居宅訪問型児童発達支援	人数	0人	0人	0人	1人	1人	1人
	人日	0日	0日	0日	5日	5日	5日
⑥障害児相談支援	実人数	50人	50人	61人	63人	65人	66人
⑦医療的ケア児コーディネーターの配置人数	人数	-	-	-	地域の実情を踏まえて検討します		

※人数は、1カ月あたりの平均利用人数

人日は、「月の平均利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」で算出されるサービス量

## ウ. サービス見込量の確保の方策

事業所等と連携し、障がい児の障がい特性に応じた支援が提供できるように努めます。

本市では、単独での医療的コーディネーターの配置は困難なため、圏域の市町村と連携、調整を図っていきます。医療的ケア児に対しては、潟上市障害者地域自立支援協議会で課題解決に向けた検討ができるように努めていきます。

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう保健、医療及び福祉関係者が連携を図り、精神障がい者の地域定着を目指していくものです。

## ア. サービス内容

### ①精神障がい者の地域移行支援

障がいの特性に起因して生じた緊急時の事態や相談に応じ、地域での生活を支えながら、地域での生活への移行を支援するサービスです。住居の確保や外出時の支援、障害福祉サービスの体験利用などを通して、地域生活への円滑な移行を目指します。

### ②精神障がい者の地域定着支援

居宅で主に単身で生活する障がい者に対して常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急時の事態や相談に応じ、地域での生活を支えるサービスです。

### ③精神障がい者の共同生活援助

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助を提供するサービスです。

### ④精神障がい者の自立生活援助

入所施設やグループホームを出て自立生活を始めた障がい者に日常生活を営む上での問題など一定期間、定期的な巡回訪問や電話などで相談に応じていくサービスです。

## イ. 精神障がい者のサービス見込量

項目	第6期障害計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①精神障がい者の地域移行支援	2人	3人	3人
②精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	1人
③精神障がい者の共同生活援助	33人	36人	37人
④精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	1人

※人数は、1カ月あたりの平均利用人数

## ウ. サービス見込量の確保の方策

事業を実施する事業者等と連携し、精神障がい者の障がい特性に応じた支援が提供できるように努めていきます。

## 7 相談支援体制の充実・強化のための取組【新規】

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むために障害福祉サービスの提供体制の確保だけでなく、当事者が抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健・医療・福祉サービスなどの関係機関と連携しながら、相談支援体制の構築を進めていくことが求められています。

国の指針では、令和5年度末までに市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保するとしています。

### ア. 相談支援体制の充実・強化のための取組の見込

#### ①基幹相談支援センター

項 目	第6期障害計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	潟上市の実情を踏まえて、検討していきます		

※基幹相談支援センター…16ページ参照

#### ②地域の相談支援体制の強化

項 目	第6期障害計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	2件	10件	20件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	5件	10件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	2回	6回	12回

### イ. 取組のための方策

相談支援事業所と連携を図り、市の実情に応じた相談支援体制の充実と強化を目指していきます。

障害福祉サービス等の多様化やサービス事業所の増加により、事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供していくことが求められています。

国の指針では、令和5年度末までに市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とするとしています。

### ア. 取組の見込

#### ①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

項 目	第6期障害計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市職員の参加人数	2人	2人	2人

#### ②障害者自立支援審査支払等システム審査結果の共有

項 目	第6期障害計画見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析をし、その結果を活用し、事業所等と共有する体制	体制づくりを目指していきます		

### イ. 取組のための方策

県が開催する研修などへ市職員が参加し、情報収集や情報交換などにより障害福祉サービスの質の向上を図ります。

また、潟上市障害者地域自立支援協議会などで、障害福祉サービスの利用状況を把握し、検証を行う場の設置を目指していきます。

# 第6章

## 地域生活支援事業の事業内容と見込量

### 1 地域生活支援事業の施策体系

地域生活支援事業は、障がい者等が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、社会資源や利用者の状況などに応じて柔軟に実施できる事業です。

地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 ・介護・訓練支援用具 ・自立生活支援用具 ・在宅療養等支援用具 ・情報・意思疎通支援用具 ・排泄管理支援用具 ・居宅生活動作補助用具（住宅改修費） 手話奉仕員養成研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター
	任意事業	福祉ホーム 訪問入浴サービス 日中一時支援事業

事業名	事業内容
ア. 理解促進研修・啓発事業	市民に対して障がい者及び障がい児への理解を深めるための研修・啓発を実施します。
イ. 自発的活動支援事業	障がい者などが自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう障がい者やその家族、市民の自発的な活動を支援し、「心のバリアフリー」の推進及び共生社会の実現を目指します。
ウ. 相談支援事業	障がい者及び障がい児やその保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための支援を行います。
エ. 成年後見制度利用支援事業	知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な障がい者で、親族がいない等により成年後見制度の申し立てが困難な障がい者に、市が代わって、申し立てを行うなど障がい者等の権利を擁護する事業です。
オ. 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援します。
カ. 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者及び障がい児に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
キ. 日常生活用具給付等事業	障がい者及び障がい児に自立支援用具等の日常生活用具を給付または貸与します。
ク. 手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者などが自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、日常会話を行うことができる程度の手話表現技術者を養成します。
ケ. 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に外出のための支援を行い、地域において自立した生活や社会参加ができるよう支援します。
コ. 地域活動支援センター	地域活動支援センターで創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図ります。

## ア. 理解促進研修・啓発事業

事業名	第5期実績			第6期見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

### 〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

障がい者及び障がい児が日常生活を営む上で直面する「社会的障壁」の除去を目的に、障害への理解を深めるためのパンフレットなどを活用し、啓発を行っていきます。

## イ. 自発的活動支援事業

事業名	第5期実績			第6期見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	未実施			地域の実情に応じて検討していく		

### 〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

令和2年11月現在、実施はしていませんが、今後地域の実情に応じて検討していきます。

## ウ. 相談支援事業

### ①基幹相談支援センター等機能強化事業

事業名	第5期実績			第6期見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター等機能強化事業	未実施			地域の実情に応じて検討していく		

### 〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

令和2年11月現在、基幹相談支援センターはありませんが、今後地域の実情に応じて検討していきます。

### ②障害者相談支援事業

事業名		第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談事業	事業所数	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所	4カ所

### 〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

生活全般についての相談や情報提供を行うために、相談支援専門員を設置している4つの指定相談支援事業所に事業を委託しています。今後も、各事業所と連携し、障がい者及び障がい児の地域での生活を支援していきます。

ほほえみ相談支援事業所（潟上市社会福祉協議会）

→ 主に身体障がい・知的障がい

指定相談支援事業所クローバー（秋田市 医療法人久盛会）

→ 主に精神障がい

大日寮指定相談支援事業所（三種町 社会福祉法人山本更生会）

→ 主に知的障がい

南秋つくし苑（八郎潟町 社会福祉法人南秋福社会）

→ 主に知的障がい

### ③住宅入居等事業（居住サポート事業）

事業名	第5期実績			第6期見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅入居等事業 (居住サポート事業)	未実施			地域の実情に応じて検討していく		

### 〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

賃貸契約による一般住宅（公営住宅や民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者などに対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うことで、障がい者などの地域生活を支援するものです。市では、今後地域の実情に応じて事業を検討していきます。

## 工. 成年後見制度利用支援事業

事業名		第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者	1人/年	2人/年	2人/年	3人/年	3人/年	3人/年

### 〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

成年後見制度の利用者は、毎年1～2人で、障がい者の権利擁護のため今後も事業を継続していきます。

## オ. 成年後見制度法人後見支援事業

事業名		第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	実利用者	未実施			実施の有無を検討していく		

### 〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

本市では、地域の実情を考慮し、事業実施の有無について検討していきます。

## カ. 意思疎通支援事業

### ①手話通訳者・要約筆記者派遣事業

事業名		第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者・ 要約筆記者派 遣事業	実利用者	9人	10人	10人	11人	13人	15人

### ②手話通訳者設置事業

事業名		第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者 事業	設置	未実施			設置の有無を検討していく		

### 〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

意思疎通支援者の派遣は、秋田地域振興局や秋田県聴覚障害者支援センターと連携しながら今後も実施していきます。また、手話通訳者の設置については、地域の実情を考慮しながら検討していきます。

## キ. 日常生活用具給付等事業

区 分	第5期実績			第6期見込量		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	2件	4件	4件	5件	5件	5件
自立生活支援用具	3件	4件	4件	5件	5件	5件
在宅療養等支援用具	1件	2件	4件	5件	5件	5件
情報・意思疎通支援用具	2件	8件	6件	7件	7件	7件
排泄管理支援用具	67件	67件	80件	90件	90件	90件
住宅改修費	1件	2件	2件	2件	2件	2件

### 〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

今後も障がい者及び障がい児に情報を提供し、日常生活用具を必要とする人へ適切に給付または貸与することができるよう努めます。

介護・訓練支援用具（特殊寝台、移動用リフト等）

自立生活支援用具（入浴補助用具、頭部保護帽等）

在宅療養等支援用具（透析液加湿器、電気式たん吸引器等）

情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置、盲人用時計等）

排泄管理支援用具（ストーマ装具・紙おむつ等）

住宅改修費（居宅生活動作補助用具）

## ク. 手話奉仕員養成研修事業

事業名		第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	実利用者	10人	6人	※	6人	6人	6人

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

### 〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、研修を中止しましたが、令和3年度以降は聴覚障がい者との交流活動の促進などの支援者として手話奉仕員を養成します。

## ケ. 移動支援事業

事業名		第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実利用者	2人	4人	4人	5人	6人	7人

### 〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

利用者は毎年4人ほどです。今後もサービスを必要とする障がい者に適切にサービス提供ができるように努めていきます。

## コ. 地域活動支援センター

事業名		第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター	設置数	5カ所	5カ所	5カ所	6カ所	6カ所	6カ所
	利用者数	10人	12人	13人	15人	15人	15人

### 〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

主に精神障がい者を対象に「クローバー（秋田市飯島）」、「NPOよつば（五城目町）」、「NPO男鹿あゆみの会（男鹿市）」、「花輪ふくし会（鹿角市）」、「工房こすもす（秋田市）」の5カ所に委託しています。

地域活動支援センターは、地域において就労が困難な障がい者の交流の場にもなっていることから、今後も利用者の状況等を考慮しながら実施していきます。

## 3

## 任意事業（必要に応じて市が選択して行うことができる事業）

事業名	事業内容
ア. 福祉ホーム事業	家庭環境、住宅事業等の理由により、居宅で生活することが困難な障がい者に対し、低額な料金で住居を提供する事業です。
イ. 訪問入浴事業	居宅で入浴することが困難な重度身体障がい者などに対して、居宅に訪問し入浴サービスを提供する事業です。
ウ. 日中一時支援事業	障がい者及び障がい児などを介護している家族の就労や一時的な休息を図るため、日中、障害福祉サービス事業所などで一時的な見守りを実施する事業です。

## ア. 福祉ホーム事業

本市には福祉ホームを実施している事業所はありません。また現在利用者もいません。

## イ. 訪問入浴サービス事業

事業名		第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴事業	実利用者	2人	3人	2人	3人	4人	5人

## 〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

訪問入浴サービス事業は、(株)虹の街に委託しています。令和2年11月現在、2人がサービスを利用しており、今後もサービスを必要とする障がい者に適切にサービス提供ができるように努めていきます。

## ウ. 日中一時支援事業

事業名		第5期実績			第6期見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	事業所	15事業所	15事業所	17事業所	17事業所	17事業所	18事業所
	利用者数	16人	19人	25人	30人	30人	30人

### 〈見込量確保の方策及び今後の方向性〉

日中一時支援事業を利用していた障がい児が、放課後等デイサービスを利用するようになったことなどから、ここ数年、日中一時支援事業の利用者は減少傾向にありますが、在宅の障がい者及び障がい児を介護している家族の一時的な休息を支援するためにも、今後も事業を継続して実施していきます。

# 第7章

## 計画の推進にあたって



### 1 地域での自立と社会参加

障がい者等が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを進めていくとともに、自分に適したサービスを選択し、社会参加ができるように情報提供や相談支援体制の充実に努めます。

### 2 連携・協力体制の確保

計画推進にあたり、国や県の動向を的確に把握し、本市の障害福祉施策の推進に活かしていきます。

また、市民、ボランティア、サービス提供事業所、企業、医療、教育機関、社会福祉協議会等との連携を図り、協力体制の構築に努めます。

### 3 障害者地域自立支援協議会の活用

地域の障害福祉に関するシステムづくりや支援体制などを協議する場として、潟上市障害者地域自立支援協議会を活用し、本計画の進捗状況の確認を図りながら施策を推進していきます。

潟 上 市  
第 6 期 障 害 福 祉 計 画  
第 2 期 障 害 児 福 祉 計 画



令和 3 年 3 月 発 行

発 行 編 集

---

秋 田 県 潟 上 市 社 会 福 祉 課

〒010-0201 秋 田 県 潟 上 市 天 王 字 棒 沼 台 226 番 地 1  
TEL.018-853-5314 FAX.018-853-5233



KATAGAMI